

第1次郡上市人権施策推進指針

令和3年度～令和12年度

策定の趣旨

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。「世界人権宣言」では、『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。』とうたわれています。また、「日本国憲法」でもすべての国民に基本的人権を保障しています。

現在、人権に関する問題は多様化しており、これまで取り組んできた人権課題に加え、性的マイノリティへの差別・偏見、インターネットによる差別的発言など新たな課題も出てきています。

こうした社会情勢や、国・岐阜県の動向、これまでの郡上市の人権に関する取り組み等を踏まえ、本市の人権施策の今後の方向性を示すとともに、これらを総合的かつ効果的に推進するため、「第1次郡上市人権施策推進指針」を策定します。

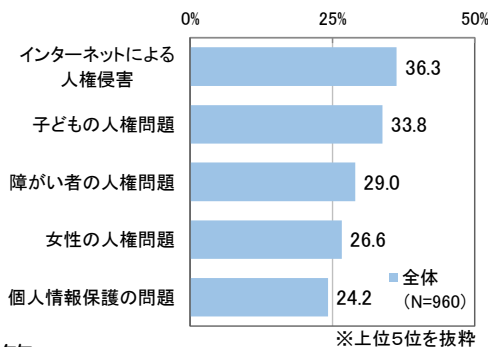
アンケート調査結果

本市における人権問題や課題を把握するため、アンケート調査を実施しました。(令和2年3月)



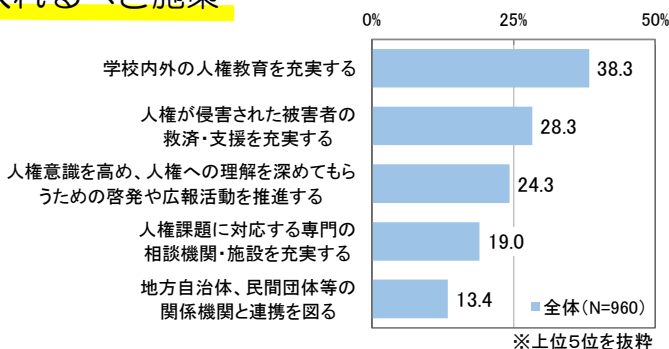
関心のある人権課題

関心のある人権課題について、「インターネットによる人権侵害」が36.3%と最も高く、次いで「子どもの人権」が33.8%、「障がい者の人権」が29.0%となっており、市民の関心の高いテーマは多岐にわたっています。



人権課題の解決に向けて市が力を入れるべき施策

人権課題の解決に向けて市が力を入れるべき施策について、「学校内外の人権教育を充実する」が38.3%と最も高く、次いで「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」が28.3%、となっています。



令和3年3月
郡上市

基本理念

共に認め合い 思いやる 人権尊重のまち 郡上

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、認め合い、互いの人権を尊重し合うことが重要です。

また、本市は豊かな水や緑に築かれた地域であり、人々は自然との共生により思いやりの心を育んできました。先人が培ってきた思いやりの精神を今後も市民一人ひとりが持ち続けることが、人権尊重のまちの実現につながります。

本指針では、こうした思いから基本理念を「共に認め合い 思いやる 人権尊重のまち 郡上」とし、本市の現状・課題を踏まえながら、人権教育や人権啓発に関する施策に取り組みます。



人権教育・啓発の推進

家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

施策 1 家庭における人権教育・啓発

施策 3 学習機会の充実

施策 2 地域における人権教育・啓発

学校等における人権教育・啓発の推進

施策 1 教育活動を通じた人権意識の醸成

施策 3 教職員・保育士等の指導力の向上

施策 2 安心して学習できる環境の充実

職場における人権教育・啓発の推進

施策 1 行政における人権教育・啓発の充実

施策 3 企業等事業所における人権教育・啓発

施策 2 企業等事業所への人権教育・啓発

分野別人権施策の推進

分野	施策
子どもの人権	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの人権を尊重する意識づくり 2 子どもへの人権教育の推進 3 いじめ防止・相談等の充実 4 児童虐待防止の推進 5 子育て支援体制の充実
高齢者の人権	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の人権を尊重する意識づくり 2 高齢者の権利擁護、虐待防止の推進 3 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援 4 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援
女性の人権	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画や男女平等の意識づくり 2 女性に対する暴力の根絶と被害者支援 3 仕事と家庭調和のための支援 4 女性の社会参加の促進
障がい者の人権	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の人権を尊重する意識づくり 2 障がい者の権利擁護、虐待防止の推進 3 障がい者の自立と生きがいづくりへの支援 4 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり 5 人権侵害に対する相談支援体制や情報提供体制の充実
同和問題 (部落差別)	<ol style="list-style-type: none"> 1 同和問題（部落差別）に関する啓発活動の推進 2 相談体制の充実 3 えせ同和行為の根絶
外国人の人権	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人の人権を尊重する意識づくり 2 外国人との交流機会の拡大 3 外国人が安心して暮らせるまちづくり
感染症患者等の人権	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症患者等の人権を尊重する意識づくり 2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実
インターネットによる 人権侵害	<ol style="list-style-type: none"> 1 インターネットによる人権侵害の防止対策 2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実
性的指向・性自認を 理由とする偏見・差別	<ol style="list-style-type: none"> 1 性的指向・性自認の異なる人への正しい理解の促進 2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実
その他の人権	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑期を終えて出所した人 ● アイヌの人々 ● 犯罪被害者やその家族 ● 北朝鮮当局による拉致問題等 ● 災害に伴う人権問題 ● 人身取引(トラフィッキング) ● ホームレス

推進体制

本指針を総合的かつ効果的に推進するため、市民課を中心に全庁的な取り組みを進めます。関係部署相互の緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的に諸施策の推進に努めるとともに、本指針の趣旨を十分踏まえた上で実施します。

また、人権に関する施策が広範な取り組みとして展開されるよう、国・県・近隣自治体をはじめとした関係機関などとも緊密に連携、協力しながら推進します。

相談窓口

あらゆる人権に関わる問題について人権擁護委員がご相談に応じます。詳しくは、岐阜地方法務局八幡支局まで、お問合せください。

また、市では各地域において、特設人権相談日を設けています。併せて、ご利用ください。

岐阜地方法務局八幡支局

電話番号:0575-67-1411

市内の人権教育・啓発の取り組み

詳しくは市のホームページや指針本編をご覧ください。



本市では人権に関するさまざまな取り組みが行われています。

■人権啓発おどり



■各地域のふるさと祭りでの啓発活動



■ひびきあい活動



■人権推進校活動



第1次郡上市人権施策推進指針 概要版

発行年月：令和3年3月

発行：郡上市 編集：郡上市総務部市民課

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地

TEL：0575-67-1816 FAX：0575-67-0604